



## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則六 七六

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考第十号中「身体形態、敏しよう性、持久性、柔軟性等についての実施検査」を「職務遂行上、必要な体力についての実施検査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

## 告 示

埼玉県告示第百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人春日
- 三 代表者の氏名  
坂西 基枝
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市山河七百九十三番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び障害者等に対し、介護事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW鳩ヶ谷店

埼玉県川口市里千五百八十五―一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県鳩ヶ谷市里千五百七十一―一

（変更後）埼玉県川口市里千五百八十五―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

##### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

##### ニ 届出年月日

平成二十四年二月十三日

#### 二 縦覧期間

平成二十四年二月二十一日から平成二十四年六月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十四年二月二十一日から平成二十四年六月二十一日まで

##### ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
彩の国デジタルアーカイブシステムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
58,716,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年11月11日

# 告 示

埼玉県告示第百七十二号

県営土地改良事業種足地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十三年十一月十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

<p>岩殿観音南戸守線</p>	<p>路線名</p>
<p>東松山市大字西本宿字鈴留川二八一 番四地先から同市大字西本宿字鈴留 川二一六番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年二月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二〇一・二 メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

熊谷小川秩父線	路線名
比企郡小川町大字奈良梨字関田四六番 一地从り同郡同町大字奈良梨字鳥居 前九〇番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十四年二月二十一日	供用開始の期日
延長一三三・六〇メートル。	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

十九号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十四年一月 十八日	指定の年月日
埼玉県飯能市双柳七百八十一ノ十 七百八十一ノ十	指 定 道 路 の 位 置
二十七・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
八・八〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	二十号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年二月 六日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県日高市大字高萩字堀之内二百二十四ノ一～二 百十九 埼玉県日高市大字高萩字蔵脇百六十八ノ十四～百六 十八ノ十一 埼玉県日高市大字高萩字中宿五十三ノ八～五十三ノ 九
指定道路の延長 (単位メートル)	八十一・〇〇メートル 四十一・〇〇メートル 十六・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	十八・〇〇メートル 八・〇〇 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

<p style="text-align: center;">二十二号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二條 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の種類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十四年二月 六日</p>	<p style="text-align: center;">指定の年月日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県飯能市大字大原字赤根ヶ峠七百十八番地先 （字清水入七百五十九番地先）</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">千二十八・八九 メートル</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の延長 （単位メートル）</p>
<p style="text-align: center;">十二・〇〇 三十六・五九メートル</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の幅員 （単位メートル）</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

<p style="text-align: center;">二十号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十四年二月 六日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県人間市扇台五丁目八百六十三番三十一丁四丁目八百六十一番一</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">三十五・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 延 長 ( 単 位 メ ー ト ル )</p>
<p style="text-align: center;">十二・〇〇 十三・八〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 幅 員 ( 単 位 メ ー ト ル )</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

<p style="text-align: center;">二十二号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十四年二月 七日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県東松山市大字高坂千二百三十一先、八百三十八ノ三先 埼玉県東松山市大字高坂千二百二十八ノ三先、千二十八ノ七先 埼玉県東松山市大字高坂千二百六十二先、千二十八ノ二先 埼玉県東松山市大字高坂千二百一十二先、千二十六ノ五先 埼玉県東松山市大字高坂千十八ノ二先、千十九ノ三先 埼玉県東松山市大字毛塚千五十六ノ三先、千六十一ノ七先</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">三百五十六・六七メートル 百三・八九メートル 八十八・九九メートル 八十・七三メートル 六十五・八〇メートル 七十九・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル)</p>
<p style="text-align: center;">十一・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 六・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル)</p>

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十四年二月十五日

指令越建セ第二三〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十四年二月十六日

越建セ第四四一 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端六百十一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市樋籠百三十七番地

鈴木 龍